

報第9号

専決処分報告について

(水道法施行条例の一部を改正する条例)

本市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)2月2日提出

柏崎市長 櫻井 雅 浩



専第9号

水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

本市水道法施行条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月10日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市水道法施行条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市水道法施行条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市水道法施行条例（平成24年12月21日条例第68号）

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第4条</b> 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第4条</b> 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>